

物価高騰対策支援事業

泉佐野市では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」等及び市独自財源を活用し、物価高騰の対策支援事業を実施します。

物価高騰対策支援事業

さのぽ10,000ポイント付与

地方創生臨時交付金及び
市独自財源

物価高騰対策として、さのぽ会員1人につき10,000ポイント（さのぽポイント）を付与します。

対象 次のすべての条件を満たしている市民

- 令和8年1月1日時点での住民基本台帳に登録がある
- 令和8年3月31日（火）までに「さのぽ会員」に登録し、カードを保有している

付与時期 令和8年3月初旬頃（予定）から対象者のさのぽカードへ自動的に付与（申込不要）

※随時の付与となるため、対象者全員への付与には日数がかかる場合があります。ポイント付与は1人1回限り（使用期限は令和9年2月28日（日）まで）

問合先

- さのぽポイント付与事務局（☎463-1212）
- まちの活性課（☎469-3131）

※受付は令和8年3月31日（火）まで。詳しくは、市ホームページ（ID:16975）をご覧ください。

【さのぽカード新規作成について】

特設会場を設けていますので、利用してください。

期間 令和8年3月31日（火）までの平日

午前9時～午後4時（正午～午後1時除く）

場所 泉佐野市役所 1階 正面入口横



「さのぽ」って何？



市内の加盟店で買い物をする（サービスを受ける）と、税込110円につき1ポイントが貯まり、貯まったポイントを1ポイント1円として加盟店での支払いに利用できるポイントカードです。

水道減免繰出事業

水道料金（基本料金）の減額

地方創生臨時交付金

市単独の物価高騰対策として、一般家庭用の水道料金について、昨年6月検針分から水道料金の基本料金を50%減額していましたが、さらに「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、2・3月検針分の基本料金を100%減額します。今回の減免についての手続きは不要です。

※現在福祉減免、定住促進減免を受けている人はすでに基本料金が減免となっているため対象外

【効果額（令和7年度）合計3,300円／年】

- 50%減額…月額275円×8カ月=2,200円
- 100%減額…月額550円×2カ月=1,100円

問合先 上下水道局（☎467-2800）

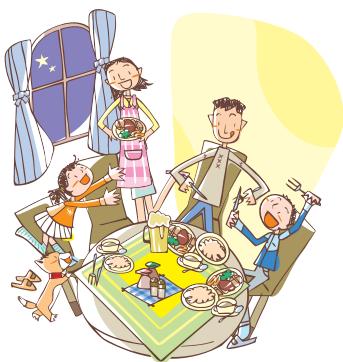
※下水道使用料は対象外

用途：家事用 口径：13・20mm	基本 (1カ月あたり)	令和7年 6月検針から 50%減額	令和8年 2・3月検針 100%減額
基本料金（円） ※（ ）は税抜	550 (500)	275 (250)	0 (0)

子育て世帯への物価高騰対策食費支援事業

地方創生臨時交付金

3,000円相当の食費を支援



食料品の価格高騰が長期化する中、子育て世帯を支援するため、子育て世帯に対して大阪府が実施している「子ども・若者食費支援事業システム」を活用し、子ども1人あたり一律3,000円相当の食費支援を実施します。

対象 泉佐野市内で生活している18歳以下の子ども

内容 子ども1人あたり3,000円相当の、お米を購入できる電子クーポンまたは食料品の現物給付

申請 3月頃（予定）にオンライン申請で

問合先 子育て支援課

※詳しくは、広報3月号または市ホームページ（ID:16965）でお知らせします。

物価高対応子育て応援手当

国の補助金

子ども1人あたり2万円の手当を支給

0歳から高校生年代までの子ども（平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた子ども）を養育する保護者に対し、子ども1人あたり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給します。

対象

①令和7年9月分の児童手当の支給対象の子ども（令和7年9月に出生した子どもについては10月分）

②令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した子ども

支給額 子ども1人あたり一律2万円（1人につき1回限り）

支給方法

【申請不要】

●①の児童手当受給者…令和7年10月支給時の児童手当受給口座（*）や届出書による届出口座に振込

（*）…令和7年9月に出生した児童については12月支給時の受給口座

●2月中に「手当の案内」などを送付しますので、確認してください。

※公務員や令和7年10月1日以降に離婚（離婚調停中なども含む）により児童手当の手続が必要になった保護者などは申請が必要です。公務員は勤務先に問い合わせてください。

【要申請】

●②の子どもの保護者のうち生計を維持する程度の高い者…申請後、審査の上、指定した口座に振込

●2月中に「手当の案内」と申請書などを送付しますので、確認してください。

※案内や支給時期など詳しくは、市ホームページ（ID:16971）などでお知らせします。

問合先

●こども家庭庁 コールセンター（平日 午前9時～午後6時 ☎0120-252-071）

●子育て支援課



原料米価格高騰支援事業補助金

市独自財源

原料米の仕入価格高騰分に対し補助金を交付

原料米（加工用米、酒造好適米、主食用米）の価格高騰の影響を特に受けている食料品、酒類等製造業の事業者に対し、経営の維持と安定を図っていただくため、令和7年中の原料米の仕入価格高騰分に対し補助金を交付します。

対象 市内に事業所を有し、今後1年以上の事業継続に向けて取り組む意思のある、原料米を加工する食料品等製造業者（中小企業・小規模事業者）

※販売のみ・流通のみを行う事業者、製造した商品をその場で消費者に販売する製造小売業は対象外

補助金額 1社100万円を上限に原料米使用量により算出。「補助対象経費の2分の1額」または「100万円」の少ない方の額

申請・問合先 所定の様式により郵送または持参でまちの活性課（〒598-0007 上町3丁目11-48 ☎469-3131）へ

※詳しくは、市ホームページ（ID:17028）をご覧ください。